## 【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】東海財務局長【提出日】平成25年8月26日【会社名】株式会社アイケイ【英訳名】I・K Co., Ltd.【代表者の役職氏名】代表取締役社長 飯田 裕

【本店の所在の場所】 名古屋市中村区郷前町一丁目5番地

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中村名駅三丁目26番8号

【電話番号】 052 - 856 - 3101 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理統括 高橋 伸宜

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社第32期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

- (1)当該株主総会が開催された年月日 平成25年8月22日
- (2) 当該決議事項の内容
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - イ 配当財産の種類

全銭

- 口 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金1,800円、総額31,663,800円
- ハ 剰余金の配当が効力を生じる日 平成25年8月23日

## 第2号議案 定款一部変更の件

- イ 現行定款第6条の2(単元株式数)を第7条に条数の変更を行う。
- 口 単元株式数を100株とする単元株制度を採用したことに伴い、議決権を有しない単元未満株式を有する株主 の権利を定めるため、定款第8条(単元未満株式についての権利)を新設する。

ハ 上記イ、口の変更に伴い現行定款第7条から第38条までの条数の変更を行う。

(3) 当該決議事項に対する賛否、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための 要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	   棄権(個) 	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	12,368	21	0	(注)1	可決 98.79
第2号議案	12,354	35	0	(注)2	可決 98.68

- (注)1 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
  - 2 議決権を行使することができる株主の議決権 (17,591個) の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。
    - 3 賛成の割合は、本総会前日までに行使された議決権の数と当日出席した株主の議決権の数の合計数に対する、各議案に関して賛成が確認できた議決権数の割合です。
- (4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません

以上